

平成26年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

第12回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成26年12月25日(木)午後1時32分から午後4時31分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(18名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
12番 久道 雄悦	13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子
15番 菅原 勝一	16番 佐々木 裕一	17番 鈴木 龍一
18番 大崎 幸信	19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光

欠席委員(2名)

10番 菅原 都 11番 佐藤 清

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 3 利用権設定の合意解約による通知について
- 4 農用地の形状変更届け出について
- 5 非農地証明願について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成26年12月事業報告について
2. 平成27年 1月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 笠原 良隆

事務次長 菊地 和 則

9 会議の概要

事務局

皆様、大変お疲れさまでございます。

ただいまより、平成26年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶を申し上げます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となりまして整理するとありますので、会長よろしく願いいたします。

議長

これより第12回美里町農業委員会の総会を開きます。

議長

本日の出席委員は18名でございます。10番菅原委員は、皆様方ご存じのとおり、お母様がお亡くなりになったということでございます。それから、11番佐藤清委員は、体調不良ということで連絡がありました。本日の出席委員は18名でございます。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしています。

議長

次第の3番に入ります。議事録署名委員の選任について、会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。

議長

12番久道雄悦委員、13番柳田政喜委員のお二方をお願いを申し上げます。

議長

続きまして、4番、報告事項に入ります。

報告事項1、農家相談日について、12月5日開催された農家相談について担当の委員より報告をいただきます。お願いします。

伊藤委員

報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでございました。

議長 続きまして、報告事項の2番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）について、事務局より報告願います。

事務局 報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 続いて3番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告いただきます。

事務局 報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項4番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告願います。

事務局 報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上3件につきまして、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、報告のほうをよろしく願います。

以上、説明のほうを終わります。

議長 ありがとうございます。

12月15日に保全委員会にて現地確認調査を行っておりますので、保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長
(12番委員) 保全委員会は、今月も佐藤委員、柳田委員、そして委員長は私、久道が担当し、12月15日に、渡邊会長、大友職務代理、笠原事務局長、菊地次長の7名で現地調査を行いました。

番号9についてですが、現地は、大柳地区、 に近い場所に位置し、今後、畑作物を作付する予定であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号10について、現地は、平針地区の に位置しております。こども、畑作物を作付する予定であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号11について、現地は、木間塚地区に位置しております。ここはビニールハウスを設置し、園芸作物を作付けする予定であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございます。

続きまして、5番、非農地証明願について、事務局より報告願います。

事務局

報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上3件につきまして、農地保全委員会で現地調査しておりますので、報告をよろしく願います。

以上、非農地証明願についての説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

続きまして、非農地証明願について、保全委員長より現地確認調査の結果について報告をいただきます。

保全委員長

非農地証明について説明します。

番号14については、現地は関根地区に位置しており、現況は宅地でございます。昭和50年3月3日に転用許可を受けておりますので、現地確認後、証明するよう事務局に指示しました

番号15について、現地は木間塚地区に位置しており、現況は宅地であり、昭和58年2月26日に転用許可を受けておりますので、現地確認後、証明するよう事務局に指示しました。

番号16について、現地は二郷地区に位置しており、現況は宅地であり、昭和55年12月22日に転用の許可を受けておりますので、現地確認後、証明するよう事務局に指示しました。

以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

以上、報告事項5件について、報告がありました。不明な点があれば再度説明をいたします。ありませんか。3番高橋委員。

高橋委員

非農地証明願についてですが、この願出人のところなんですけれども、

ここの中の16番、これは相続したとさせていただきますが、その辺、願出人のところ、本人のものとか、相続してこのようになったとか、その辺の説明があったほうが今後もよろしいかなとさせていただきますが、その辺も含めて、説明をお願いします。

議長

事務局、よろしいですか。

事務局

ただいまの3番委員さんの質問についてお答えいたします。

番号16につきましては、農地の所有者の方が、実は先日お亡くなりになりました。この方、ひとり暮らしということもございまして、願出人の中塚のさんが亡くなったさんの妹さんに当たります。

今回、宅地、転用許可を受けた分としての宅地の分の非農地証明願、申請されたわけですが、この所有地のお名前、亡くなった方、皆さん記憶にあるかと思いますが、農地対策委員会の関係で何回か調査している農地の所有者でございます。今回は、宅地の分としての非農地だったところを、台帳が田んぼなものですから、ここを宅地に直す。そして、あわせて、妹さんである

さんが相続すると。あわせて、これまで農地対策委員会で調査してきた農地もあわせてさんが相続する見込みとなっております。

そして、さん、もうちょっと触れますけれども、相続した暁には、農地のほうはどなたかに売りたいという希望を持っております。ただ、その前に相続を全部決めてくださいということでございますので、今はまだ手続をしている状態というところになります。経過としては以上となります。

議長

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

今後、この14のように、相続なんかをしたときは、願出理由のところに説明を、本人のものとか、相続してこの人が出てくるということをおさら説明をしてもらえればよろしいかなとさせていただきます。

議長

そのほかございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、報告事項を終了し、5番の議事に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、お手元の農地法第3条調書により、全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしくをお願いします。

また、番号57につきましては、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、報告をよろしくお願いします。

以上、説明のほうを終わります。

議長

続きまして、保全委員長より現地の確認調査の結果について、報告いただきます。

保全委員長

第1号議案の番号57については、現地は、南小牛田の市街地に囲まれた農地であり、これまで保全管理のみの状態が続いてきました。今後は畑作より野菜を作付することから、許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、審議に入ります。ご意見ございませんか。

(ありませんとの声あり)

議長

意見なしと認め、採決に入ります。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明いただきます。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上で、第2号議案の農用地利用集積計画書の審議並びに農地中間管理事業関係は終わりますが、農地中間管理事業関係について、さわり程度説明いたします。

実は、期間が平成26年12月27日からとなっておりますけれども、これは公告日は、平成26年12月26日、1日のずれがありますが、宮城県とみやぎ農業振興公社が協議をして、公告日の次の日から有効ということで申し合わせされたためでございます。ほかの利用権設定につきましては、公告日からですけれども、ここで1日のずれが生じます。

それと、今回、農地中間管理事業が11件ございますが、今回は出し手と公益社団法人みやぎ農業振興公社の契約でございますが、実は受け手につきましては、各地域の各自治体の農業委員会で審査するわけではございません。受け手につきましては、宮城県が県知事の権限で受け手をことしの7月から募集を始めたわけですが、その中から選んで公告した後に契約という形になるとのことです。

まだ制度が始まったばかりですので、県側のほうの実績はありませんけれども、流れとしては、今回の農業委員会の総会、そして、告示した後、1カ月後に宮城県知事のほうの告示行為を行うというふうに聞いてございます。

今総会では11件ですが、まだ申し入れしている農家はまだまだ農協の営農センターにあると聞いてございますので、来月以降も審査があるとのことです。

以上、補足説明も経て、説明のほうを終わります。

議長 大変ご苦労さまでございました。

ただいま第2号議案について、事務局より説明がございました。審議に入りますが、議案番号290番から352番の63議案のうち、議案番号30

4番から341番までの38議案を除いた、つまり、議案番号290番から303番、342番から352番までの25案について審議をいたします。ご意見ございませんか。13番柳田委員。

柳田委員

一旦休憩を。

議長

じゃあ、休憩いたします。(2:40)

議長

再開をいたします。(2:45)

第2号議案の議案番号290番から352番の63議案のうち、議案番号304番から341番までの円滑化団体経由の38議案を除いた25案について審議をいたします。質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないということでございますので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、議案番号304番から341番までの38議案を除いた25案について、採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、議案番号304番から341番までの38議案を審議いたしますが、会議規則13条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(2:46)

議長

再開をいたします。(2:47)

それでは、議案番号304番から341番までの審議をいたしますが、議案番号309番を除いた37議案について審議をいたします。ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということですので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番号309番を除いた37議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号309番について審議をいたしますが、会議規則13条により16番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(2:48)

議長

再開をいたします。(2:48)

議案番号309番について審議をいたします。ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということですので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、309番について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長

休憩をたします。(2 : 4 9)

議長

再開をいたします。(2 : 5 0)

以上で第2号議案、63議案全て原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

休憩をいたします。(2 : 5 0)

議長

再開をいたします。(3 : 0 3)

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

以上2件につきまして、農地保全委員会でも現地調査をしておりますので、報告をよろしく願います。

議長

ありがとうございます。

議案番号3番につきましては、工期が平成27年「1月1日」となっておりますが、「許可日」に訂正でございます。

それでは、3号議案につきまして、保全委員会で現地確認調査をしておりますので、保全委員長より結果について報告をいただきます。

保全委員長

第3号議案の番号3については、現地は、和多田沼地区に位置し、これまでは飼料作物のホールクロープ置場として活用してきましたが、今後は農機具収納ハウスと一部通路とする予定です。隣接地との境界もはっきりしており、農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号4について、現地は、荻埦地区に位置し、これまでは畑として作付されてきましたが、今後は太陽光ソーラーシステム設置予定で、農地の管理状況は良好で、隣接地との境界もはっきりしており、農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。以上です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、3号議案につきまして、審議に入ります。質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、意見を付して宮城県知事に申達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、以上6件につきまして、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、報告のほうをよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。4号議案につきましても、保全委員会で現地確認調査を行っておりますので、保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

第4号議案の番号24と25について、現地は牛飼地区の主要地方道鹿島台高清水線の西側に位置しております。これまでは農作物を作付しておりましたが、今後は太陽光ソーラーシステムを設置する予定で、この申請は当初は1カ所として申請されましたが、その後、宮城県担当の指導により出力48.6キロワットごと申請することとなり、その関係で番号24と25と2

つの申告がありました。現地は隣接地との境界がはっきりしており、農地区分としては第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号26、27、28、29については、ここも現地は牛飼地区で、番号24、25の道路向かい東側に位置します。ここもこれまでは農作物を作付してありますが、今後は太陽光ソーラーシステムを設置する予定です。ここも当初は1カ所として申請されましたが、番号24、25と同様、宮城県担当の指導により、出力48.6キロワットごとに申請することとなり、その関係で番号26、27、28、29、この4つの申請となりました。現地は隣接地との境界もはっきりしており、農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局説明、それから保全委員会委員長の報告がございました。

第4号議案について、審議に入ります。ご意見ございませんか。3番高橋委員。

高橋委員

先月は、こういう平面図がなかったんですけども、今月は出てきました。これはなぜなのか。結果的になぜなのかを聞きたいと思ってございますし、また、この設置の件については、前に齋藤委員のほうから、これはこのようにつくるんだということを図面に示しなさいということが指摘があったというふうに思っておりますが、会長は、そのことを見逃していたのか。また、委員の意見は聞かず、会長職を進めているように思っておりますが、その辺も含めて、説明をお願いします。

議長

まず、事務局、平面図がなぜかというところの答弁。

ちょっと休憩をします。(3:28)

議長

再開いたします。(3:30)

ただいまの高橋委員のご意見、今後は十分委員の皆様方の意見を反映するように努めてまいります。

そのほか、ご意見ございませんか。内藤委員。

内藤委員

申請地、同じ囲い、譲渡人となっていて、片方、2つは さんで、

ほかの4件のほうが別な方の名前で出ているんですが、何か理由があるんですか、これは。

議長

申請者が違う理由、事務局、わかればお願いします。

事務局

ただいまの14番委員さんの質疑でございますが、その理由についてははっきり言って、わかりません。申請がと個人の名義で出てきたので、受け付けしたということでございます。以上です。

議長

そのほかございませんか。9番伊藤委員。

伊藤委員

ただいまの24番から29番までですけれども、今の土地は、多分低い場所だと思うので、水管理、過去に冠水があるけれども、土などまくんでしょね、全部。これは要するに、移転後は、所有者がちゃんと水路を管理することなのですね。そこは改良区の問題だと思うんですけれども、改良区ではどのような指導・意見ですか。

議長

事務局、改良区の意見書ついて来ていますか。

事務局

ただいまの9番委員さんの質問についてお答えします。

この箇所につきましては、美里東部土地改良区の理事長名で意見書が提出されております。この意見書の中身ですけれども、まず、農地転用に伴う措置等についての協議が調い、本土地改良区としては差し支えありませんと。

そして、土地改良区の意見としまして、5つございますが、これを全部朗読したほうがいいと思いますので、読みますけれども、まず1つ目として、土地改良区施設の利用を害さないための工事を施行すること。2つ目として、転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の棄損の復旧を行うこと。要するに、転用者が責任をもって土地改良施設が傷んだ場合は復旧をすることという意味でございます。あと3つ目としましては、汚濁物の水路流入の監視をする。要するに、生活雑排水等が水路あるいは敷地内の悪水路が水路に流出のないようにするということですね。あと、4つ目としまして、そのほかに土地改良区事業に支障が生じる事項については必要な措置をとると。5つ目としましては、転用後においても土地改良施設を利用する場合は、利用負担金を徴収するという5つのことが意見書として出されておまして、それに対して

申請者のほうは、法人であれ、個人であれ、雨水排水は計画地に隣接する既存の排水路へ放水するものとし、近隣に被害が及ばないようにするという出されておりますので、ないようにするという前提で土地改良区でも意見書を出しておりますので、その辺は転用の申請者の責任においてないようにするというふうに事務局では解釈しております。以上でございます。

議長 伊藤委員、よろしいですか。9番伊藤委員。

伊藤委員 26から29の工事前の区分、工事前というか、設置前に盛土はするんですか。

議長 事務局、答弁。

(「ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

議長 しばし休憩します。(3:30)

議長 それでは、再開をいたします。(3:30)

事務局 申請書の計画の中では、まず、今の農地を平らにならすと。ちょっとフリックといいますか、でこぼこになっていますので、そこをまずならすという計画がありまして、そして、なおかつ、低いような場合には、若干、盛土をする。そして、通路等には砕石を敷くという申請者側からの計画が出されております。余り、そんなに土盛りはしないで、今の農地の地盤高を生かしつつ、低いところは少し足しながら、通路は砕石を敷くというふうな計画が出されております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。3番高橋委員。

高橋委員 今のものも、要するに、通路に砂利を敷くなら敷くなり、以前に説明してもらえばいいと思うんです。後から言われて、こうだ、ああだとなったのでは困る。それを見ないで報告しているんでしょう。そういうことを考えないで報告しているんでしょう。砂利敷くとか何とか。だから、その辺は事務

局から指導すればいいと思うんです。この次からはよろしくお願いします。

議長 いいですね。回答はいいんですね。

高橋委員 はい。

議長 そのほかございますか。内藤委員。

内藤委員 今回、それぞれ別々になっていますけれども、まとまった農地面積なわけなんですけれども、この近隣の住民の方たちに説明、ここに太陽光パネルを設置しますというような話とかは別にしないでいいことになっているんでしょうか。どのようになっているんでしょうか。県のほうに基準とかそういったものはないのか、事務局に聞きたいと思います。

議長 太陽光パネル設置に関する転用でこの周辺地域住民に対する説明は必要なのかどうかということですね。事務局、答弁。

事務局 今回の太陽光パネル設置につきましては、本当に公共事業でもございませんし、個人が設置するという分野でございます。近隣への説明ということにつきましては、特に今のところ、近隣からの合意をもらうようにというふうな指導はなされておりませんので、特に求めてはございません。

ただ、最初の打ち合わせの際に、所有者の さんも見えまして、今、太陽光パネルの太陽光線の関係でまぶしくなるということが都市部ではあるけれども、ここは大丈夫ですかというふうに私もお聞きしたんですが、その点は心配ないという回答は得ております。

内藤委員 心配ないということですか。

事務局 はい。所有者も同席した上でのことですから。心配ないという回答はもらっております。以上でございます。

議長 14番内藤委員さん、よろしいですか。

内藤委員 はい。

議長

そのほか、ございませんか。
なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員多数の挙手を確認)

議長

賛成多数でございます。意見を付して宮城県知事に申達をいたします。

議長

以上で、議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成26年12月25日

会	長
署名委員	12番
署名委員	13番